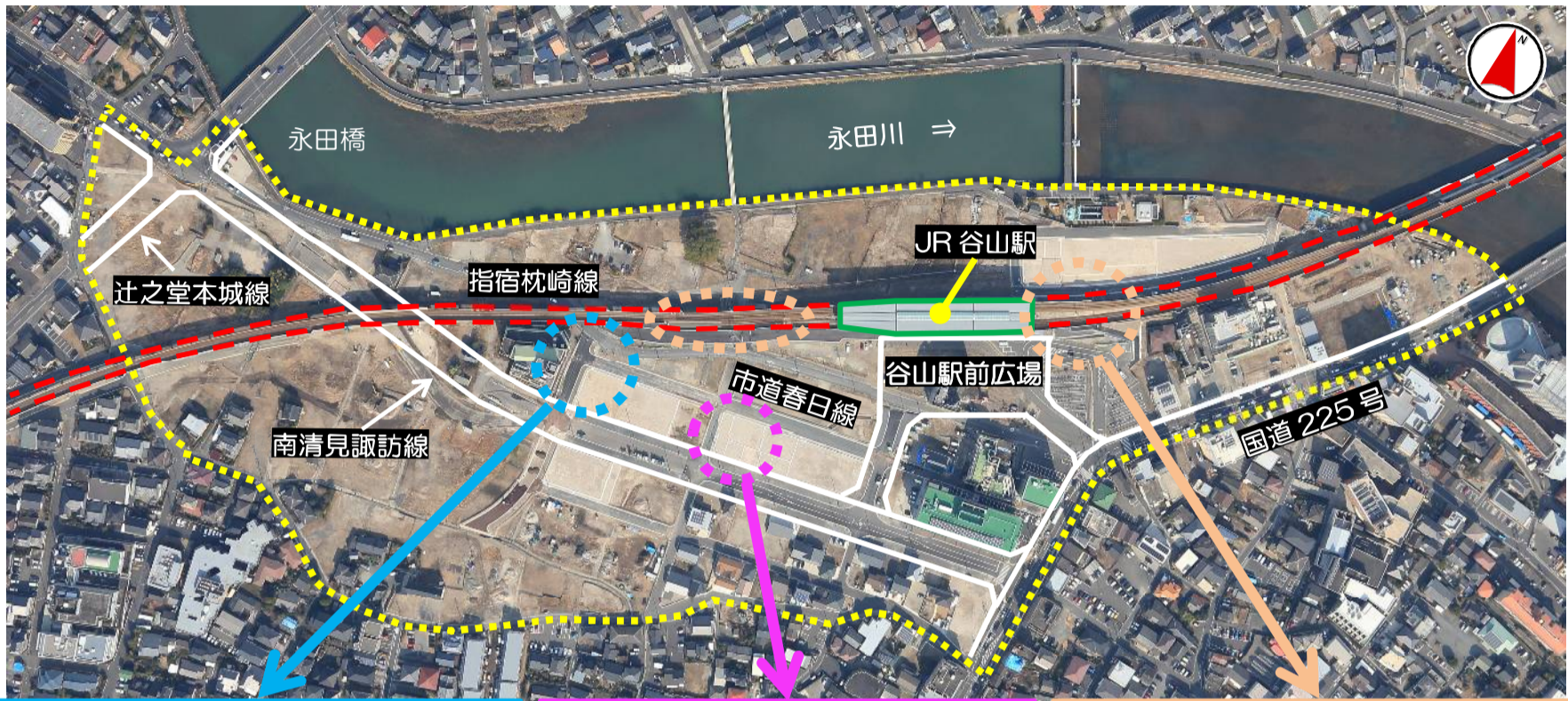


谷山駅周辺地区 第26号 区画整理だより

発行 鹿児島市 建設局 都市計画部 谷山都市整備課
〒891-0141
鹿児島市谷山中央5丁目26番7号

連絡先	谷山駅周辺地区係	TEL099-269-8435 (直通)
	補償係	TEL099-269-8437 (直通)
	工事係	TEL099-269-2141 (直通)
	谷山第二地区係	TEL099-269-8436 (直通)
	F A X	099-268-2602

谷山駅周辺地区航空写真 (平成30年2月撮影)



現在の谷山駅周辺地区



区画道路の工事を進めています。



宅地を整備しています。



駐輪場の供用を開始しました。

まだまだ寒さが厳しいですが、皆さまいかがお過ごしでしょうか。さて、今年度も皆さまのご理解・ご協力をいただきながら、事業を進めてきたところです。

上の写真は平成30年2月に撮影した航空写真です。仮換地指定率は約95%となり、全ての地権者の方々の仮換地指定が完了しました。整備が完了した箇所から順次、仮換地をお返しし、住宅等の建築や使用が始まってまいります。仮換地をお返しできないところにつきましても、仮換地をできる限り早くお返しできるように取り組んでまいります。

現在、幹線道路「南清見諏訪線」及び、その周囲の区画道路の工事を進めております。「南清見諏訪線」につきましては、一部仮設区間となりますが、平成30

第3回事業計画変更について

谷山駅周辺地区土地区画整理事業につきましては、計画の一部を見直し、事業計画の変更を行いました。

平成29年12月16日及び平成30年1月21日に地元説明会を開催し、その後、1月23日に第3回事業計画変更を公告しました。

なお、今回の事業計画変更は、次のとおりとなります。

・総事業費：243億7300万円→246億800万円

(2億3500万円の増額)

・施行期間：工事概成 平成29年度→平成34年度

事業概成 平成31年度→平成36年度

(5年間の延伸)

総事業費については、収支の見直しを行った結果、増額となりました。

施行期間については、地区全体の建物移転及び工事が遅れていることや、永田川沿い区画道路擁壁の整備方針を見直したことに伴い、5年間の期間延伸を行うこととなりました。

なお、今後の宅地整備予定時期は裏面に記載しておりますが、移転協議や予算確保の状況により、現時点の計画から変更となる可能性もございます。

事業計画変更について、「不明な点がございましたら、谷山駅周辺地区係 (TEL099-269-8435) まで、お気軽にご連絡ください。」

年3月に供用を開始します。供用開始に伴いまして、市道春日線を廃止します。また、国道225号につきましても、平成28年度に引き続き整備を進めてまいります。

今後建物移転等の協議を進めるとともに、道路築造を行い、電気、水道などのライフラインの整備、宅地の整備を進めてまいります。皆さまには大変ご迷惑をおかけしますが、事業の早期完了に向け、より一層、努力してまいりますので、引き続きご協力をお願いします。



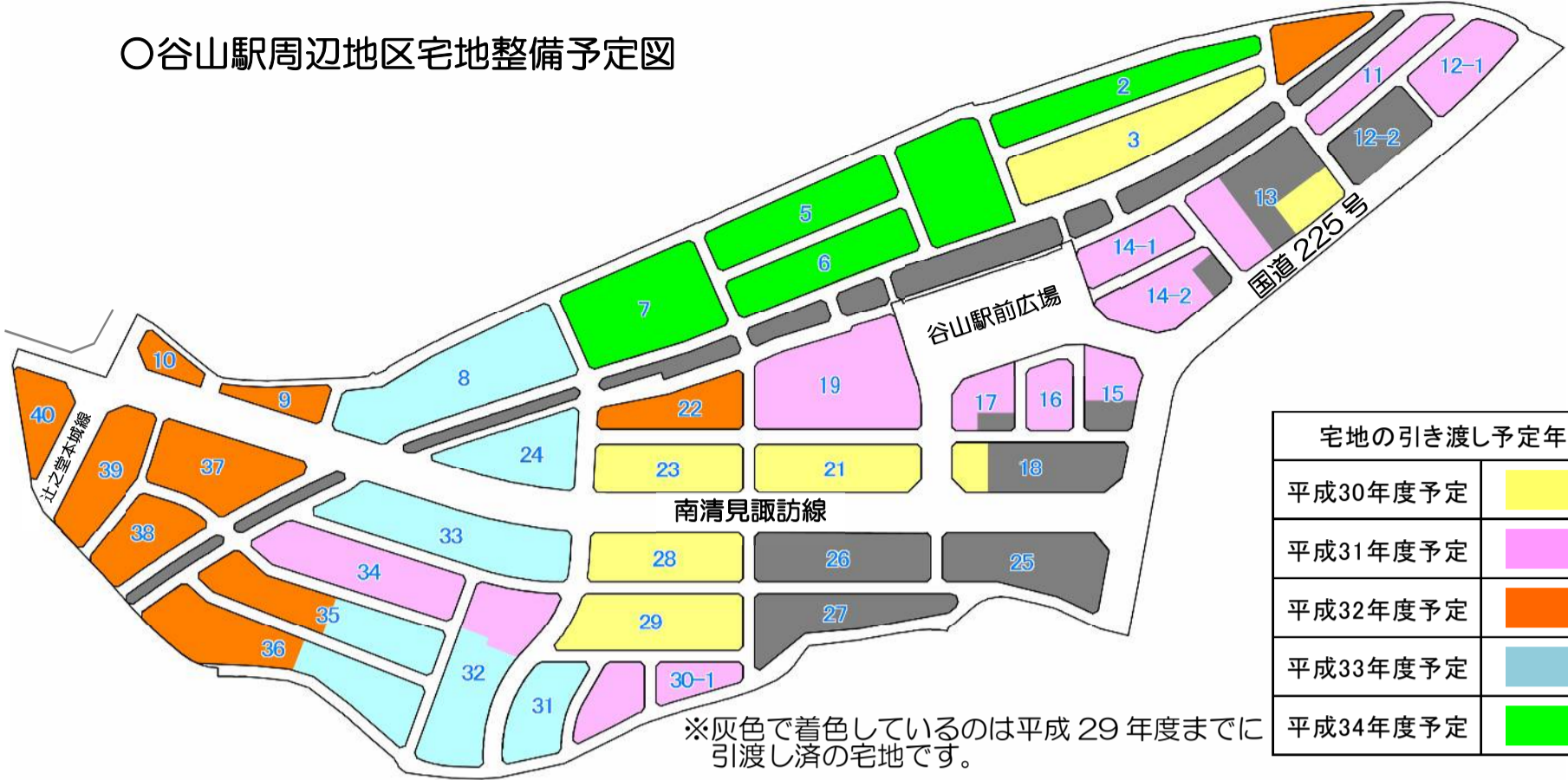
裏面もご覧ください



鹿児島市では、明治維新(1868年)から150年を迎える2018年(平成30年)までの期間、カウントダウンをしながら、その年ごとに、近代日本の礎を築いた鹿児島に関わりが深い出来事を題材にイベントをおこなってまいります。「維新のふるさと 鹿児島市」の取組みに、ご期待ください。



○谷山駅周辺地区宅地整備予定図



○永田川沿い区画道路擁壁整備予定図



説明会での主な質問

質問… 永田川沿い区画道路擁壁について、現在計画している範囲を、本当に整備する必要があるのですか。

回答… 谷山駅周辺地区における永田川沿いの道路は、区画整理前は幅員3.5メートルの河川管理用通路（護岸の維持管理を目的とした道路）ですが、区画整理後は、一部区間を除き幅員6メートルの区画道路として整備する計画でございます。

東日本大震災後に耐震設計に関する考え方が見直されたことを踏まえ、今回計画している範囲において、整備をする必要がございます。

質問… 南清見諏訪線の仮設区間について、道路築造の支障となる方との協議を、早く進めてください。

回答… 移転にご協力を得られない方との協議については、今後とも鋭意取り組んでまいります。

質問… 事業期間を延伸したことに対し、何らかの補償をすべきではないですか。

回答… 土地区画整理事業をはじめ、街路事業等の移転補償においては、その時点での建物等の現価を積算し、補償しておりますので、事業期間を延伸したことによる追加の補償はありませんが、仮住居等の費用については、仮換地の引渡しまでの間、引き続き補償いたします。

質問… 仮住居中に消費税率が増加した場合、対応はありますか。

回答… 平成26年4月に消費税率が5%から8%に引き上げられた際には、建物移転補償金のうち、今後発生する消費税相当額について、国からの通達に基づき税率引き上げ相当分（3%相当分）を追加で補償いたしております。今後行われる消費税率改定（増税）におきましても、国からの通達に基づき補償するものと考えております。

質問… 今後、仮換地に家を建てるのが難しい高齢者のために、市による土地の買収は行われないのですか。

回答… 谷山駅周辺地区においては、当初の段階で、土地の先行買収を行いました。今後、土地区画整理事業における土地の買収は行いません。

以上、主な質問を記載しましたが、「不明な点がありましたら、谷山駅周辺地区係までお問い合わせください。」